

適格退職年金を実施されている事業主の皆様

現在、政府においては、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止される適格退職年金制度から他の企業年金制度等への円滑な移行を図るため、企業年金制度等の充実、移行に関する広報等に取り組んでおります。

皆様が実施されている適格退職年金制度につきましては、法人税法の規定により平成 24 年 3 月 31 日に廃止されることが決定しており、引き続き税制上の優遇措置を受けていただくためには、廃止期限までに、他の企業年金制度等（厚生年金基金、確定給付企業年金、受託保証型確定給付企業年金、確定拠出年金又は中小企業退職金共済）へ制度として移行し、資産移換を完了していただく必要があります。

廃止期限まで、すでに5ヶ月を切っており、時間が経過するほど廃止期限までの企業年金等への移行が困難となります。

他の企業年金制度等への移行など適格退職年金制度の終了の手続きを、廃止期限までに確実に完了いただきますよう、お願いします。

(参 考)

適格退職年金制度の移行に関する情報は下記アドレスからご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/tekikaku.html>

<http://www.pfa.or.jp/tekinen-iko/index.html>

平成 23 年 11 月

適格退職年金の円滑な移行の推進に関する連絡会議

〔 厚生労働省、財務省、経済産業省、  
農林水産省、金融庁、中小企業庁 〕